

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

深刻な少子高齢化の進行により、我が国の総人口は減少傾向となっています。少子化の原因には、子どもを安心して産み育てる環境の整備の遅れや、若者の結婚に対する意識の変化などが考えられます。就労したくても子どもを預ける施設がない、職場に理解がなく仕事と子育ての両立が難しい、子育てに関する相談をしたいけれど身近に知り合いがいない、子どもは欲しいが経済的に難しいなど、子育ての環境と一言でいっても、その範囲はとても広く、環境を整備するためには社会全体として取り組んでいかなければなりません。

このような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

新制度が平成27年度から開始されるにあたり、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の改正と10年間の延長（平成37年3月31日まで）が決定しました。

本市においては、平成22年3月に「三島市次世代育成計画後期計画 エンゼルスマイルみしまⅢ」を策定し、『「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充』を基本理念に掲げ、子育て支援に関する取り組みを進めてきました。子育て支援施策の継続性も鑑みながら、今後は、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、ここに、5年間を一期とする「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■ □ 子ども・子育て関連3法 □ ■

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法第3条（基本理念）を踏まえ、同法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組みを進めてきた「三島市次世代育成計画」を引き継ぐ計画として位置付けます。

また、平成17年3月に策定し三島市の幼児教育振興の10年間を見通した「三島市幼児教育振興プログラム」についても、平成27年度から本計画に引き継いでいきます。

併せて、三島市の最上位計画である「三島市総合計画」や「三島市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図ることとします。

■□ 子ども・子育て支援法から抜粋 □■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■□ 次世代育成支援対策推進法から抜粋 □■

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で第 1 期として推進します。

なお、計画は 5 年を一期としていることから、平成 31 年度中に第 1 期計画の見直しを行い、平成 32 年度を始期とする第 2 期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



